令和8年度 建築物の木造化・木質化に活用可能な県単補助事業一覧

今年度、県が実施する県内建築物の木造化・木質化を行う際に活用可能な補助事業について、ご紹介します。

なお、記載内容は概要となっておりますので、事業の詳細については、各募集ＨＰからご確認ください。



実施設計

非住宅木造設計支援事業【担当者：永濱】

事業内容：新築・増改築を行う中大規模木造建築物の実施設計に係る経費を支援

事業主体：施主（個人又は法人等）

対象施設：**５００ｍ２以上**の非住宅木造建築物

補 助 率：実施設計費の１/３以内（上限２００万円）
※木造マイスターが設計者の場合は１/２以内

主な条件：設計施設の**木材使用量が規定値以上**であり、うち７割以上が県産材であること（用途・規模によるが、**0.20m3/m2が標準**）

募集期間：令和９年２月１９日（金）

募集ＨＰはこちら ⇨

工 事

みやざき材活用施設設置支援事業（県内）【担当者：宮内】

事業内容：PR効果の高い施設における内外装木質化工事や木製調度品導入における材料費等を支援

対象施設：**年間の施設利用者数等が2,500人以上**見込まれる不特定多数の方が利用する非住宅施設

補 助 率：県産材の材料費等の１/３以内
※木材利用に係る協定締結者による申請の場合、１/２以内
※施設利用者数等によって補助上限額が変動

募集期間：令和９年２月１９日（金）

募集ＨＰはこちら ⇨

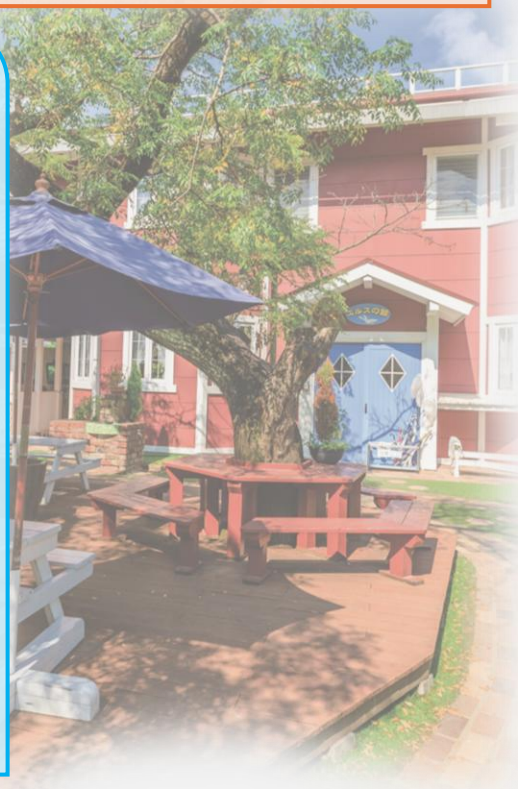

工　事

「みやざき木の街プロジェクト」物価高騰対策支援事業【担当者：宮内】

事業内容：労働や学びの場等における木質化及び木製調度品導入に係る
県産材の材料費等を支援

対象施設：労働や学びの場等の非住宅施設

補 助 率：県産材の材料費等の１/２以内
（〇施設における県産材利用支援：**上限３００万円**）
（〇木製調度品導入支援：**上限３０万円**）

主な条件：**「森の国・木の街」づくり宣言**に参画すること
事業完了後の補助対象施設について、ＳＮＳやＨＰ等で
広く県民に情報発信すること

募集期間：令和９年２月１９日（金）

募集ＨＰはこちら ⇨

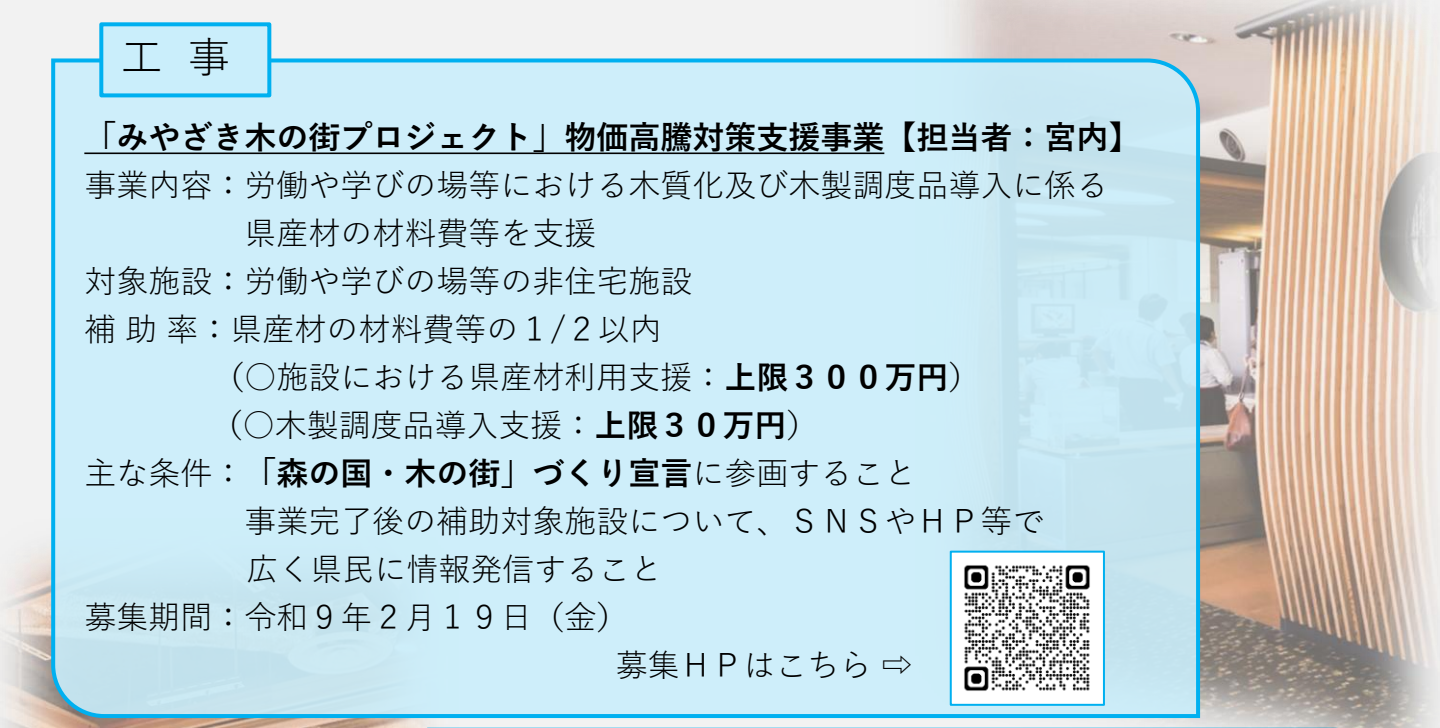

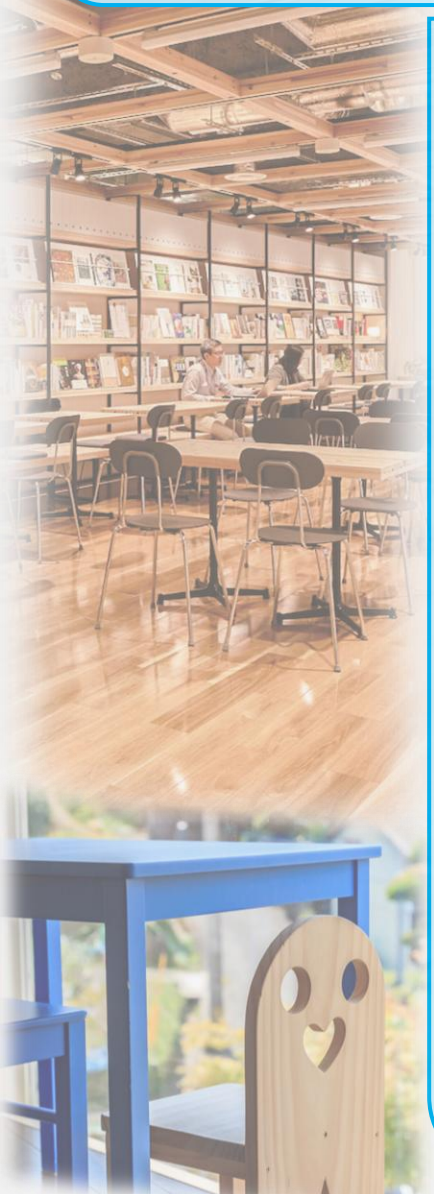

次代の建築廃材縮減促進事業【担当者：山下】

事業内容：空き家、空き店舗など既存建築物の木質化改修や
市街地における非住宅木造建築物の新築等を支援

① 既存建築物改修支援

対象施設：**築10年以上経過した建築物**（住宅・非木造でも可）

補 助 率：県産材木工事に係る経費の１/３以内
（**上限３０万円**）
※補助対象箇所における木材使用量が0.04m3/m2以上
の場合、**上限８０万円**

主な条件：**木材使用量が0.02m3/m2以上**であり、うち７割以上が
県産材であること

② 非住宅建築物木造化支援

対象施設：**最寄り市町村庁舎からの直線距離が規定値以内**の
非住宅建築物（市の場合５km以内）

補 助 率：木工事に係る経費の１/３以内（**上限1,000万円**）
※木材利用に係る協定締結者による申請の場合、
上限額なし

主な条件：**木材使用量が規定値以上**であり、うち７割以上が
県産材であること（用途・規模によるが、
0.20m3/m2が標準）
施設を使った県産材のPR活動を実施すること
（構造見学会・完成見学会など）

募集期間：令和８年１２月２５日（金）

募集ＨＰはこちら ⇨

問い合わせ先

宮崎県 山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室
電　話　０９８５－２６－７１５６
メール　miyazaki-sugi@pref.miyazaki.lg.jp
※各担当者に気兼ねなくご相談ください！

MIYAZAKI WOOD